

【沿革略記】

- 意匠条例（明治二十一年二月一八日勅令第八五号意匠条例ヲ以テ公布、同二十二年二月一日ヨリ施行）
- 意匠法（明治三十三年三月一日法律第三七号意匠法ヲ以テ公布、同年七月一日ヨリ施行）
- 意匠法（明治四十二年四月二日法律第二四号意匠法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第二九三号ニ依リ同年一月一日ヨリ施行）
- 意匠法（大正一〇年四月三〇日法律第九八号意匠法改正法律ヲ以テ公布、同年勅令第四五九号ニ依リ同一年一月一日ヨリ施行）
- 改正
 ○意匠法（昭和四年四月四日法律第四九号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第二八九号ニ依リ同年一月一日ヨリ施行）
- 意匠法（昭和八年三月一五日法律第一〇号意匠法中改正ノ件ヲ以テ同法中改正、同年勅令第一九九号ニ依リ同年八月一日ヨリ施行）
- 意匠法（昭和十三年三月八日法律第五号ヲ以テ同法中改正、同年勅令第四〇〇号ニ依リ同年六月六日ヨリ施行）
- 意匠法（昭和二十二年九月八日法律第一〇五号を以て同法中改正、即日施行）
- 意匠法（昭和二十三年七月一五日法律第一七二号を以て同法中改正、即日施行）
- 意匠法（昭和二十四年五月二四日法律第一〇三号を以て同法中改正、同年五月二五日から施行）
- 意匠法（昭和二十六年三月六日法律第一一号をもつて同法中改正、即日施行）
- 意匠法（昭和三十四年四月十一日法律第一一五号をもつて同法中改正、即日施行）



○意 匠 法
改 正

- (昭和三四年四月一三日法律第一二五号意匠法をもつて公布、同三五年四月一日から施行)
- (昭和三七年五月一六日法律第一四〇号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)
- (昭和三七年九月一五日法律第一六一号をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)
- (昭和三九年七月四日法律第一四八号をもつて同法中改正、同四〇年一月一日から施行)
- (昭和四五年五月二二日法律第九一号をもつて同法中改正、同四六年一月一日から施行)
- (昭和四六年六月一日法律第九六号をもつて同法中改正、即日施行)
- (昭和五〇年六月二五日法律第四六号をもつて同法中改正、登録料及び手数料の改正規定は即日施行、その他は同五一年一月一日から施行)
- (昭和五三年四月二四日法律第二七号をもつて同法中改正、手数料の改正規定は即日施行、登録料の改正規定は同年五月一日から施行)
- (昭和五三年四月二六日法律第三〇号附則をもつて同法中改正、同年一〇月一日から施行)
- (昭和五六年五月一九日法律第四五号をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)
- (昭和五九年五月一日法律第二三号をもつて同法中改正、同年八月一日から施行)
- (昭和五九年五月一日法律第二四号附則をもつて同法中改正、同年七月一日から施行)
- (昭和六〇年五月二八日法律第四一号をもつて同法中改正、同年十一月一日から施行)
- (昭和六二年五月二五日法律第二七号をもつて同法中改正、国際出願の翻訳文の提出期限の延長に關係した改正規定は同年二月八日から施行、その他は同年六月一日から施行)
- (平成二年六月一三日法律第三〇号附則をもつて同法中改正、同年二月一日から施行)
- (平成五年四月二三日法律第二六号をもつて同法中改正、手数料等の改正規定は同年七月一日から施行、その他は同六年一月一日から施行)

(平成五年一月二日法律第八九号をもつて同法中改正、同六年一〇月一日から施行)

(平成六年二月一四日法律第一一六号をもつて同法中改正、同七年七月一日から施行、特許異議の申立てに係るした改正規定は同八年一月一日から施行)

(平成七年五月二日法律第九一号附則をもつて同法中改正、同年六月一日から施行)

(平成八年六月二日法律第六八号をもつて同法中改正、同九年四月一日から施行、現金納付制度導入に係るした改正規定は同八年一〇月一日から施行)

(平成八年六月二六日法律第一一〇号をもつて同法中改正、代理権の証明等の改正規定は同一〇年四月一日から施行、その他は同年一月一日から施行)

(平成一〇年五月六日法律第五一号をもつて同法中改正、国と国以外の者との共有に係る意匠権等の登録等の取扱いの改正規定は同一一年四月一日から施行、その他は同年一月一日から施行)

(平成一一年五月二四日法律第四一号をもつて同法中改正、同一二年一月一日から施行)

(平成一一年五月一四日法律第四三号をもつて同法中改正、同一三年四月一日から施行)

(平成一一年二月二二日法律第一六〇号をもつて同法中改正、同一三年一月六日から施行)

(平成一一年一月二二日法律第二二〇号をもつて同法中改正、同一三年四月一日から施行)

(平成一四年四月一七日法律第二四号をもつて同法中改正、同一四年九月一日から施行)

(平成一五年五月二三日法律第四七号をもつて同法中改正、特許関係料金の改定、特許料等の減免措置の見直しに係るした改正規定については、同一六年四月一日から、その他については、同一六年一月一日から施行)

(平成一五年五月三〇日法律第六一号をもつて同法中改正、同一七年四月一日から施行)





(平成一六年六月一八日法律第一二〇号をもつて同法中改正、同一七年四月一日から施行)

(平成一七年六月二九日法律第七五号をもつて同法中改正、同年一月一日から施行)

(平成一八年六月七日法律第五五号をもつて同法中改正、新規性喪失の例外の適用に係る提出期限の延長に係した改正規定は同年九月一日から、類似の範囲の明確化及び罰則の見直しに係した改正規定は同一九年一月一日から、その他の改正規定は同一九年四月一日から施行)

(平成二〇年四月一八日法律第一六号をもつて同法中改正、特許料等の引下げに係した改正規定は平成二〇年六月一日から、料金納付に係る口座振替制度の導入に係した改正規定は平成二二年一月一日から、その他の改正規定については平成二二年四月一日から施行)